

第 68 号議案

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例の件

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 11 月 28 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 法施行に関する手続等（第 3 条－第 8 条）

第 3 章 神戸市個人情報保護審査会（第 9 条－第 20 条）

第 1 節 設置及び組織（第 9 条－第 14 条）

第 2 節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議（第 15 条－第 17 条）

第 3 節 個人情報の適正な取扱いについての調査審議（第 18 条－第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項並びに神戸市個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等について定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会、財産区並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。ただし、第 8 条第 1 項においては、市が設立した地方独立行政法人を除く。

2 この条例において「規則等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 15 条第 1 項に規定する規則及び同法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程、地方公営

企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程並びに地方独立行政法人が定める規則又は規程をいう。

- 3 前2項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

第2章 法施行に関する手続等

（開示決定等の期限）

第3条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示をしない旨の通知に係る措置）

第4条 実施機関は、法第82条第2項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の開示をしない旨（法第79条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部の開示をしないことを含む。）を通知する場合において、当該開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部が法第78条第1項各号に掲げる不開示情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を

付記しなければならない。

(本人確認書類の提示)

第5条 法第77条第2項の規定は、開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示を受ける開示請求者は、規則等で定めるところにより、実費の範囲内において写しの作成に要する費用その他の開示に要する費用を負担しなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(審査会への諮問及び報告)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 前各号に定めるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- 2 実施機関は、法第81条の規定により開示請求を拒否したときは、速やかに次条に規定する審査会に対し、その旨を報告しなければならない。

第3章 神戸市個人情報保護審査会

第1節 設置及び組織

(設置)

第9条 次に掲げる事務を行うため、市に審査会を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条第1項の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 前項に規定する審査会の名称は、神戸市個人情報保護審査会とする。

(組織)

第10条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第11条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退い

た後も同様とする。

(会長及び副会長)

第12条 審査会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第13条 審査会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合議体)

第14条 審査会は、その指名する委員3人以上をもって構成する合議体に、第9条第1項各号に掲げる事項について、調査審議させることができる。

2 審査会は、その定めるところにより、前項の合議体の議決をもって審査会の議決とすることができる。

第2節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議

(用語)

第15条 この節において「諮問庁」とは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。

(審査会の調査権限)

第16条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含ま

れている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(会議の非公開)

第17条 第9条第1項第1号に掲げる調査審議に係る会議は、公開しない。

第3節 個人情報の適正な取扱いについての調査審議

(用語)

第18条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 第8条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(審査会の調査権限)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁の職員その他関係人に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第20条 第9条第1項第2号及び第3号に掲げる調査審議に係る会議は、公開する。ただし、調査審議の議題が情報セキュリティ確保の観点から公開することが適切でない場合その他審査会が特に必要であると認めるときは、この限りではない。

第4章 雑則

(施行細目の委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、令和5年1月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第22条又は第25条の規定による請求がされた場合における旧条例第6条第1項に規定する個人情報等（以下「旧個人情報等」という。）の開示、訂正及び利用停止並びに旧条例第34条の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する口頭による旧個人情報等の開示については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の日前に旧条例第33条第2項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第33条第2項及び第3項の規定中「審議会」とあるのは、「神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年 月条例第 号）第9条第1項に規定する審査会」とする。

6 市長は、この条例の施行の日前においても、第11条第1項の規定の例により、審査会の委員を任命することができる。この場合において、その任命を受けた委員は、この条例の施行の日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

（守秘義務に関する経過措置）

7 この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は職員であった者であつて、この条例の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していたものに係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託（旧個人情報等を取り扱う公の施設の管理に係る地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を含む。）を受けた事務に従事していた者に係る旧条例第14条

第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際現に旧条例第33条第1項の審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者又は旧審議会の委員であった者に係る旧条例第33条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正）

11 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第8条 <u>神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年 月条例第 号）第2条第1項</u>に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ</p>	<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第8条 <u>神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第2条第4号</u>に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で</p>

<p>最小限の範囲内で個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を指定管理者その他の実施機関が必要があると認める者から収集することができる。</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>個人情報（<u>神戸市個人情報保護条例第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を指定管理者その他の実施機関が必要があると認める者から収集することができる。</p> <p>2、3 [略]</p>
---	--

（災害時の要援護者への支援に関する条例の一部改正）

12 神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例（平成25年3月条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供）</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を本人（個人情報から識別され、又は</p>	<p>（個人情報の収集及び要援護者支援団体への提供）</p> <p>第7条 市長は、第3条第1項の規定に基づく体制の整備を推進するため、次に掲げる者の個人情報（<u>神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号。以下「保護条例」という。）第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を本人（個</p>

<p>識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>個人情報から識別され、又は識別され得る当該個人をいう。以下同じ。)の同意を得て収集し、及び要援護者支援団体に提供することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
---	--

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 13 神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>番号法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>神戸市個人情報保護条例(平成9年10月条例第40号)第2条第2号</u>に規定する特定個人情報をいう。</p>

(3)、(4) [略]

(3)、(4) [略]

(行政不服審査法の施行に関する条例の一部改正)

14 神戸市行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年3月条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(審査会の組織等)</p> <p>第4条 法第81条第1項の機関の名称は、神戸市行政不服審査会（<u>神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年月条例第号）第9条により設置する審査会が行う事務の処理を除く。</u>以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2～11 [略]</p>	<p>(審査会の組織等)</p> <p>第4条 法第81条第1項の機関の名称は、神戸市行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2～11 [略]</p>

(住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例の一部改正)

15 神戸市住居等における廃棄物その他の物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例(平成28年6月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(調査)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項に規定する事項に関する情報であってこの条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有するものについて、この条例の施行に必要な限度において、その保有するに当たって特定された利用目的以外の目的のために利用し、又は他の実施機関（<u>神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年月条例第号）第2条第1項</u>に規定する実施機関をいう。）に対して、必要な情報の提供を求め、若しくは情報を提供することができる。</p> <p>4～10 [略]</p>	<p>(調査)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、第1項に規定する事項に関する情報であってこの条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有するものについて、この条例の施行に必要な限度において、その保有するに当たって特定された利用目的以外の目的のために利用し、又は他の実施機関（<u>神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第2条第4号</u>に規定する実施機関をいう。）に対して、必要な情報の提供を求め、若しくは情報を提供することができる。</p> <p>4～10 [略]</p>

理 由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。